

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業者の選定を行いましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条の規定に基づき、事業者選定における客観的評価の結果を公表します。

平成16年12月24日

埼玉県公営企業管理者 田村 健次

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業の客観的評価の公表について

1 落札者

三機工業グループ

（グループ代表者）三機工業株式会社
（グループ構成員）株式会社大林組
（グループ構成員）株式会社明電舎
（グループ構成員）前澤工業株式会社

2 落札者決定の経過

PFI法及び本事業入札説明書の手続きに従い、あらかじめ公表した落札者決定基準に基づき、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業審査委員会において最優秀提案を選定し、その結果を踏まえ、当該最優秀提案を行った上記グループを落札者と決定した。

なお、審査の詳細は「提案審査報告書（大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業審査委員会）」（平成16年11月2日公表）のとおりである。

3 財政負担の削減効果

（1）落札金額（消費税及び地方消費税抜き）

24,216,008,713 円

（2）埼玉県企業局（以下「企業局」という。）が本事業を自ら実施する場合の財政負担額算定の前提条件

平成15年12月24日付けで公表した特定事業の選定において、企業局が本事業を自ら実施する場合の前提条件を次のとおり設定した。

算定対象とする経費は、設計・建設費の他、維持管理費、浄水発生土有効利用費など運営費等を見込み、その積算に当たっては、概略の施設計画に基づき、同種の公共施設の実績等を勘案して算定した。

建設費の財源には、公営企業債を73%、他会計借入金を27%充当した。

支払利率は公営企業債、他会計借入金共に2.0%とした。

割引率は3.2%とした。

発生土の全てについて、処理費を支払い、有効利用することとした。

(3) 民間事業者の提案に基づく財政負担額算定の前提条件

落札者の提案内容を踏まえ、前提条件を次のとおり設定した。

基準金利へ上乗せするスプレッドは、1.350%とした。

基準金利は、0.945%（平成16年6月30日東京時間午前10時現在の6ヶ月LIBORベース5年もの（円 - 円）金利スワップレート仲値）とした。

施設の引渡し（平成19年度末）前に、前払金及び一時支払金として、設計・建設費の約62%を支出することとし、その財源に他会計借入金を充当した。支払利率は2.0%とした。

割引率は3.2%とした。

発生土量の42%は、企業局から有価で買い取り、有効利用することとし、58%は、処理費を受けて、有効利用することとした。

(4) 企業局が本事業を自ら実施する場合とPFIで実施する場合の財政負担額の評価

上記の前提条件により、企業局が本事業を自ら実施する場合とPFI事業で実施する場合の財政負担額を現在価値に換算し、比較した結果、次の表のとおりとなった。

なお、落札者から常用電源施設の提案があったため、財政負担額の算出に当たっては、常用電源施設からの電力供給による購入電力の削減効果を含めた場合及び含めない場合について、それぞれ算出した。

単位：千円

	購入電力の削減効果を含めた場合	購入電力の削減効果を含めない場合
企業局が自ら実施する場合	28,063,359	30,531,933
PFIで実施する場合	17,133,476	17,789,151
財政負担削減額	10,929,883	12,742,782
財政負担削減効果	約 39%	約 42%

（消費税及び地方消費税抜き）